

2026年4月からの健康保険被扶養者の認定基準の変更について

健康保険の従業員（被保険者）の家族について、被扶養者としての認定を受けることができる要件に年間収入の基準があり、原則として、「認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上または一定の障害者の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の場合は150万円未満）」であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。現行、年間収入は、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、認定日が2026年4月1日以降となる場合には、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入（他の収入が見込まれない場合）より判定されることとなります。

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて

1. 被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満であり、かつ、他の収入が見込まれず、
 - (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合
 - (2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うこと。
2. 労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、「労働条件通知書」（以下「通知書」という。）等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認すること。具体的には、通知書等の賃金を確認し、年間収入が130万円未満である場合には、原則として被扶養者として取り扱うこと。なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」という。）には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めること。
3. 被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上の場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更する必要はないこと。
4. 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のおりの取扱いとする。
5. 船員保険法第2条第9項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。
6. 以上の取扱いは、令和8年4月1日から適用すること。

詳しくは厚労省HPで (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0060.pdf>)

<Q&A>

- Q 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等）にはどのように年間収入を判定すべきか。
- A 労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。
- Q 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合、どのように年間収入を判定するのか。
- A 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合は、従来どおり、給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。
- Q 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では経常的に時間外労働が発生している場合は、どのように年間収入を判定するのか。
- A 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、今回の取扱いにより年間収入を判定することとなります。

詳しくは厚労省HPで (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260310S0010.pdf>)

2026年度の雇用保険料率

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	① + ② (雇用保険料率)
一般の事業 (2025年度)	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
	5.5/1,000	9/1,000	14.5/1,000
農林水産・清酒製造の事業 (2025年度)	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
	6.5/1,000	10/1,000	16.5/1,000
建設の事業 (2025年度)	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000
	6.5/1,000	11/1,000	17.5/1,000